

大阪、平 6 不74、平7.11.27

命 令 書

申立人 地域労組城北友愛会

被申立人 株式会社新関西通信システムズ

主 文

- 1 被申立人は、平成6年10月7日付けで申立人から申入れのあった、申立人組合員X1の解雇撤回及び職場復帰を議題とする団体交渉に、開催時間に固執することなく誠意をもって、速やかに応じなければならない。
- 2 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

地域労組城北友愛会

執行委員長 X2 殿

株式会社新関西通信システムズ

代表取締役 Y1

当社が行った下記の行為は、大阪府地方労働委員会において労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

貴組合から申入れのあった、X1氏の解雇撤回及び職場復帰を議題とする団体交渉に応じなかったこと

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人株式会社新関西通信システムズ（以下「会社」という）は、平成6年3月7日設立登記された法人で、肩書地に本社を置き、ファクシミリの販売等を主な業務としており、その従業員は本件審問終結時約60名である。

(2) 申立人地域労組城北友愛会（以下「組合」という）は、昭和55年12月に設立され、大阪市内の都島区、城東区、旭区、鶴見区及び東成区に所在する事業所で働く労働者で組織されている労働組合で、その組合員は、本件審問終結時約90名である。

2 X1の解雇等について

(1) 組合員X1（以下「X1」という）は、昭和63年4月、申立外関西通

信サービス株式会社に採用された。関西通信サービス株式会社は、平成5年3月26日、商号を日本通信システム株式会社（以下「旧会社」という）に変更したが、同社は、同6年3月30日以降本件審問終結時に至るまで営業活動等の業務を行っていない。

- (2) 平成6年2月21日、旧会社管理部長Y2（以下「Y2」という）は、旧会社サービス課に勤務するX1に対して、口頭で「会社には人が多く、退職することを考えてほしい」と述べた。

なお、旧会社は、同5年以降業績が悪化したとして、サービス部門の従業員の削減を実施していた。

- (3) 上記(2)記載のY2の発言を、解雇通告と考えたX1は、平成6年2月23日組合に加入し、組合は、同月24日付け文書で旧会社に対し「この解雇は、正当な理由のない解雇であり、認めることはできない」との申入れを行った。

これに対し、旧会社は、同月28日付け文書で、「X1に対する解雇通告は、本人の仕事に対する真剣な取組みの姿勢に鑑みて白紙撤回する」と回答した。

- (4) 平成6年3月7日、会社の設立登記がされ、代表取締役には、旧会社の代表取締役であるY1（以下「Y1」という）が就任した。

- (5) 平成6年3月14日、Y1は、旧会社は同月30日をもって解散し、同年4月1日から会社としてスタートする旨の発表を行うとともに、X1を含む従業員全員に対し同月30日付けで解雇する旨通告し、会社への採用を希望する従業員は、面接に応募するよう求めた。

- (6) 平成6年3月18日、同月25日及び同月29日の3回にわたって、組合は旧会社に対して、旧会社解散の方針の撤回並びにその撤回ができないのであればX1を含む従業員全員の会社への雇用確保等を求めて団体交渉（以下「団交」という）を行ったが、旧会社は、これら組合の要求には一貫して応じなかった。

- (7) 平成6年3月29日、X1は、他の従業員より遅れたものの、会社への社員募集に応募し、同月30日、Y1の面接を受けた。

これに対して会社は、同年4月1日付け文書で、X1に対し不採用を通知したが、具体的な理由は示さなかった。

なお、旧会社の従業員は、65名の内、61名が会社の採用に応募し、55名が採用された。

- (8) 平成6年3月31日付けの営業権譲渡契約により、旧会社から会社に営業が譲渡されるとともに、併せて、旧会社の主要な資産、負債も同社が滞納中の社会保険料・労働保険料等を除いて会社に引き継がれた。

なお、会社と旧会社を見ると、①株主については、旧会社の過半数の株式を所有していたY1、Y2及び取締役Y3（以下「Y3」という）の3名が会社の全株式を所有している。②代表者は前記(4)記載のとおり、ともにY1で同一であり、取締役には旧会社の取締役であったY3

及び管理部長であったY2が就任している。③本店所在地はともに大阪市都島区東野田町で同一である。④営業内容は、主にファクシミリの販売という点で同一であるが、会社では旧会社よりもさらにファクシミリの取扱比率を高め、サービス部門の比重は低くなっているという差異はある。⑤主要取引先については日本電信電話株式会社、村田機械等同一であり、顧客もほぼ同一である。⑥従業員は、前記(7)記載のとおり、大半の者が旧会社から会社に引き継がれた。

3 本件団交申入れの経過について

(1) 平成6年4月4日付け文書で組合は、会社に対しX1の解雇問題について団交を申し入れた。

これに対して会社は、同月5日付け文書で、「X1と会社とは何ら関係がなく、申入れは受けることができない」と回答した。

(2) 平成6年4月5日、X1は、大阪地方裁判所（以下「大阪地裁」という）に対し、会社を債務者として、地位保全等仮処分申立てを行った。

(3) 平成6年4月6日付け文書で組合は、再度会社に対し、X1の解雇問題について団交を申し入れたが、会社は、同月11日付け文書で「旧会社と会社は関係がなく、会社は、X1を不採用としている」として団交を拒否するとともに、今後一切回答もできない旨通知した。

(4) 平成6年8月5日、大阪地裁は、前記(2)記載の仮処分申立てに対し、「会社と旧会社には、高度の実質的同一性が認められ、会社が、旧会社により解雇されたX1を不採用としたことは実質において解雇に相当し、同解雇は、合理性がなく無効であるので、X1が会社に対し労働契約上の権利を有する地位にあることを仮に定める」旨の決定を行った。

(5) 平成6年8月8日付け文書で組合は、旧会社及び会社に対し、同月11日午後6時30分から会社内においてX1の解雇撤回と職場復帰を議題とする団交を行うよう申し入れた。

これに対し、旧会社は、同月8日付け文書で同月18日午後1時から会社と同じ都島区内にある大阪府私学教育文化会館（以下「会館」という）において5名以内の人数で団交を受ける旨回答した。なお、同文書には、団交は、業務時間内に限り受ける旨付記されていた。

(6) 前記(5)記載の旧会社の回答に対して組合は、平成6年8月8日付けで、午後1時からの団交では執行委員が出席できないため、開催時間を午後6時30分以降に変更するよう求めたが、旧会社は、同月16日付け文書で、団交の開催時間は、「回答書のとおり業務時間内とする」旨通知した。

これに対して組合は、同月16日付けで再度午後1時では団交を行えないとして開催時間の再考を求めたが、回答がないまま旧会社指定の日時が到来し、組合は出席しなかった。旧会社は、同月18日付け文書で、組合に対し「同日午後1時から開催予定の団交は、1時間待機したが組合が出席しなかったため、流会とする」旨通知した。

(7) 平成6年8月22日付け文書で組合は、会社及び旧会社に対し、同月29

日午後6時30分から会社内においてX1の解雇撤回と職場復帰を議題とする団交を行うよう申し入れた。

これに対し旧会社が、同月25日付け文書で、同月29日午後1時から会館において5名以内の人数で団交に応じる旨回答したので、組合は、今回に限り午後1時からの団交に応じることを決定した。

- (8) 平成6年8月29日、午後1時から団交が行われ、その席上、Y1は「X1を受け入れるについて条件を話し合いたい」旨述べるとともに、X1に対し、「個人的に話したいので後日会社の方へ来てほしい」旨述べた。

その後、同月30日及び同年9月8日にX1とY1との間で話し合いが行われたが、X1の復職問題について決着しなかった。

- (9) 平成6年9月14日付け文書で、組合は会社に対し、X1の解雇撤回と職場復帰を求めて、同月19日午後6時30分から会社内における団交を申し入れた。

また、同文書には、「貴社が、裁判所の決定は守ると繰り返し言ってきたことは偽りであり、最初からX1を受け入れる意志は無かったのではないかと断じざるをえません。解雇は無効とした裁判所の決定を守り、X1を職場復帰させることを重ねて要求する」旨記載されていた。

なお、上記団交要求の後、会社の代理人より同月16日付け文書でX1の代理人に対し、「都合により、同日付けで会社の代理人を辞任した」旨の通知があった。

- (10) 前記(9)記載の団交要求に対して、平成6年9月16日付け文書で、旧会社は、「同月22日午後1時から会館において5名以内の人数で団交を行う」旨回答した。

これに対し、同月19日付け文書で、組合は、会社に対して「午後1時では、組合執行委員が出席できないため、同6時30分以降としてほしい。また、同月14日付け団交申入れは、会社宛に申し入れているのであるから、旧会社ではなく会社として回答するよう要求する。団交人員も5名以内との条件を付けないようにしてほしい」旨求めるとともに、同月22日同6時30分からX1の解雇撤回と職場復帰を議題とする団交を改めて申し入れたが、会社はこれに応じなかった。

- (11) 平成6年9月22日付け文書で、組合は、会社及び旧会社に対し、「午後1時では、組合執行委員が出席できないため本日の団交は行えない。出席できない条件に固執することは、事実上の団交拒否となる。X1の職場復帰のための団交を速やかに行うよう要求する」旨通知した。

- (12) 平成6年10月7日付け内容証明郵便で、組合は、会社に対し、同月13日午後6時30分から会社内においてX1の解雇撤回と職場復帰を議題とする団交を行うよう申し入れるとともに、「会社は事実上の団交拒否を続けている。また、会社に団交申入れを行っているので、旧会社ではなく会社として回答し、団交に応じるよう求める」旨申し入れた。

これに対し、旧会社は、同月11日付け文書で、「同月17日午後1時か

ら会館において5名以内の人数で団交を行う」旨回答し、これについての団交は開催されなかった。なお、本件審問終結時現在まで、組合と会社との間における団交は開催されていない。

4 請求する救済の内容

組合が請求する救済の内容の要旨は次のとおりである。

- (1) 会社は、交渉時間、交渉場所及び交渉人員に固執することなく、X 1の解雇撤回及び職場復帰を議題とする団交に応じること
- (2) ポスト・ノーティス

第2 判断

1 当事者の主張

- (1) 組合は次のとおり主張する。

会社と旧会社には、高度の実質的同一性が存在し、両会社は、事実上同一である。このことは、平成6年8月5日の大阪地裁の地位保全等仮処分決定においても認定されている。したがって、会社が、X 1の解雇につき使用者として責任を負うのは当然であり、団交応諾義務があるのは、明白である。

しかるに、会社は、組合からの同年9月19日付け、同月22日付け及び同年10月7日付けの団交申入れに対し、全く回答せず、ただ旧会社名で、午後1時という組合が出席できない時間を指定した回答があるのみである。

以上のとおり、会社には、組合との団交に応じる姿勢が全くなく、この会社の行為は、団交を拒否する不当労働行為である。

- (2) 会社は次のとおり主張する。

会社は旧会社に解雇されたX 1を採用しない自由があるため不採用にただけであり、会社とX 1の間には、雇用関係はなく団交応諾義務はない。裁判所の仮処分決定は、暫定的、仮定的なもので、それを根拠に団交応諾義務を会社に認めることは、法解釈の誤りである。

X 1は、平成6年2月21日に旧会社から解雇されたものであるが、解雇時には、申立人組合の組合員ではなかった。仮に会社と旧会社が同一であるとしても、解雇当時不当労働行為意思のない旧会社の行為は不当労働行為に該当せず、したがって会社にも不当労働行為はないことになる。不当労働行為でない解雇の撤回を議題とする団交申入れについては、これに応じる義務はない。

また、雇用関係の存否については、司法裁判所がその判断をすべきものであり、労働委員会にはその権限がない。したがって、雇用関係の存否が争われている本件のような場合においては、そもそも労働委員会はこれを審査することはできず、本件申立ては不適法である。さらに、雇用関係の存否が争われている個別的労使関係においては、解雇の撤回及び職場復帰を求める要求は団交議題となり得ないものである。

以上のとおり、会社にはいずれの観点からしても、団交応諾義務はな

く、不当労働行為が成立することはありえず、本件申立ては、却下または棄却されるべきである。

2 不当労働行為の成否

- (1) 会社と旧会社との関係について検討するに、前記第1. 2(7)及び(8)認定のとおり、①旧会社の過半数の株式を所有していた3名が会社の全株式を所有していること、②営業譲渡により、旧会社の営業、資産及び負債のほとんどが会社に承継されていること、③代表者が同一であること、④本店所在地が同一であること、⑤営業内容がほぼ同一であること、⑥主要取引先も同一であること、⑦従業員についても大半が会社に引き継がれていることが認められる。また、前記第1. 2(5)認定によれば、平成6年3月14日、Y1は、旧会社の従業員全員に対し、旧会社を解散して会社としてスタートする旨発言していたことが認められる。

これらのことからすると、会社と旧会社は、人的・物的関係において企業そのものの実態が変わることなく、実質上同一性を失っていないものと考えられ、本件の場合においては、旧会社の労働関係も会社に承継されていると解するのが相当である。

- (2) 次に、会社は、旧会社がX1を解雇したのは、平成6年2月21日であり、この時点ではX1は組合に加入しておらず、旧会社に不当労働行為意思はなく、仮に会社と旧会社が同一であるとしても、解雇当時不当労働行為意思のない旧会社の行為は、会社にとっても不当労働行為に該当せず、団交応諾義務はない旨主張しているので検討する。

前記第1. 2(2)、(3)及び(5)認定によれば、X1は、同年2月21日、旧会社管理部長のY2から解雇通告を受けたが、その後旧会社は、同月28日付け文書で解雇通告を撤回しており、改めて同年3月14日に同月30日をもって解雇する旨通告したものであるから、同年2月21日が旧会社におけるX1の解雇日であるとする会社の主張は理由がない。その後、前記第1. 2(6)及び(7)認定のとおり、組合は、旧会社による同年3月14日の解雇通告に対し、同月18日、同月25日及び同月29日の3回にわたり、旧会社解散の方針の撤回並びにその撤回ができないのであればX1を含む従業員全員の会社への雇用確保等を求めて旧会社と団交を行っていたが、決着のつかないまま同年4月1日に至り、X1は会社に採用されなかった経緯が認められる。

そして、前記(1)判断のとおり、会社と旧会社には、企業の実態において同一性が存在すると考えられるのであるから、会社が採用の自由を主張してX1を不採用としたことは、実質的な解雇と見るのが相当である。

そうすると、組合が、解雇という労働者の地位に関する重大な変更に関して、所属組合員の職場の確保のため、組合員であるX1の解雇撤回及び職場復帰を議題とする団交を会社に申し入れたことに対して、会社は、誠実に応じる義務があると判断される。

なお、会社は、雇用関係の存否については労働委員会にその判断をすべき権限がないから、本件申立ては不適法であり、かつ、雇用関係の存否につき争いがある場合は、解雇の撤回等の要求は団交議題となり得ないと主張するが、いずれも採用できない。

(3) 以上のとおり、会社には、X 1 の解雇撤回及び職場復帰を議題とする団交に応じる義務があると判断されるところ、会社は、前記第 1. 3 (1)、(3)、(5)ないし(7)及び(9)ないし(12)認定のとおり、組合からの団交申入れに対して、回答すら行わず、一貫して団交に応じていないことが認められ、かかる会社の行為は、労働組合法第 7 条第 2 号に該当する不当労働行為である。

3 救済方法

(1) 組合の会社に対する団交申入れに対し、あえて旧会社が回答を行い、このとき開催時間について、組合は、役員が昼間就労しているため出席が可能な午後 6 時 30 分以降を希望したのに対し、旧会社は終始かたくなに午後 1 時を主張し、主にこの開催時間を巡る対立のため団交が開催されていないことが認められる。団交の日時、交渉人員及び交渉場所については、労使の話し合いによって決められるべきであって、使用者が自己の都合のみを主張してこれを譲らないことは、正常な団交の開催の障害となるものであるところ、旧会社が組合の事情を無視し、特定の開催時間に固執したという上記の経過及び会社の代表者等が旧会社と同一であることを考慮すれば、主文 1 のとおり命じるのが相当である。

(2) 組合は、謝罪文の掲示を求めるが、主文 2 の救済をもって足りるものとする。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条により、主文のとおり命令する。

平成 7 年 11 月 27 日

大阪府地方労働委員会
会長 由良数馬 ㊟